

大分大学大学院福祉健康科学研究科委員会規程

令和2年4月1日制定
令和2年福祉健康科学研究科設置準備室規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程（平成27年規程第1号）第8条の規定により、大学院福祉健康科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 大学院福祉健康科学研究科長（以下「研究科長」という。）
- (2) 大分大学大学院福祉健康科学研究科（以下「研究科」という。）を主担当とする教員のうち大学院研究科長が必要と認める者
- (3) その他研究科委員会が必要と認める者

(議長)

第3条 研究科委員会に議長を置く。

- 2 議長は、研究科長をもって充てる。
- 3 議長は、研究科委員会の業務を掌理する。

(招集等)

第4条 議長は、毎月1回、研究科委員会を招集するものとする。ただし、議長が必要と認めるとき、又は構成員の過半数の請求があったときは、臨時に研究科委員会を招集することができる。

- 2 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認めるときは、研究科委員会の議を経て、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録等の作成)

第6条 議長は、研究科委員会の議事録又は議事概要を作成する。

(事務)

第7条 研究科委員会の事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て大学院研究科長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。